

有料老人ホーム設置に関する主な基準及び手続

【類型】

類型	内容
介護付有料老人ホーム(一般型特定施設入居者生活介護)	介護等のサービスが付いた高齢者向けの居住施設です。 介護が必要となっても、当該有料老人ホームが提供する特定施設入居者生活介護を利用しながら当該有料老人ホームの居室で生活を継続することが可能です。 (介護サービスは有料老人ホームの職員が提供します。特定施設入居者生活介護の指定を受けていない有料老人ホームについては介護付と表示することはできません。)
介護付有料老人ホーム(外部サービス利用型特定施設入居者生活介護)	介護等のサービスが付いた高齢者向けの居住施設です。 介護が必要となっても、当該有料老人ホームが提供する特定施設入居者生活介護を利用しながら当該有料老人ホームの居室で生活を継続することが可能です。 (有料老人ホームの職員が安否確認や計画作成等を実施し、介護サービスは委託先の介護サービス事業所が提供します。特定施設入居者生活介護の指定を受けていない有料老人ホームについては介護付と表示することはできません。)
住宅型有料老人ホーム(注)	生活支援等のサービスが付いた高齢者向けの居住施設です。 介護が必要となった場合、入居者自身の選択により、地域の訪問介護等の介護サービスを利用しながら当該有料老人ホームの居室での生活を継続することは可能です。
健康型有料老人ホーム(注)	食事等のサービスが付いた高齢者向けの居住施設です。 介護が必要となった場合には、契約を解除し退居しなければならない。

注) 特定施設入居者生活介護の指定を受けていないホームにあっては、広告、パンフレット等において「介護付き」、「ケア付き」等の表示を行ってはいけません。

【基本的条件】

事項	基準
立地	立地する地域に定員に応じた入居希望者があることなど、当該地域に立地する必要性が明確であること。 交通の利便性が確保され、住宅地から遠距離でないこと。 病院との連携・協力が可能な地域であること。(緊急時の対応が可能であること)
土地	有料老人ホーム事業以外の事業に係る抵当権が設定されていないこと。 借地又は借家である場合は、長期安定契約等の諸条件を満たすこと。 市街化調整区域への立地の場合は、「同調整区域内の医療機関との連携が必要であること(連携が確保されていること)」、「設備・人員基準に適合していること」、「公的融資を受けること若しくは経営の安定性が確保されていること」、「市町村が福祉施策・都市計画の面から支障がないと承認すること」等の要件を満たすこと。

設置主体	経営基盤が安定し、社会的信用の得られる経営主体であること。 役員の中に、高齢者の福祉に知識・経験を有する者が1人以上いること。 少数株主による独断専行的な経営が行われる体制でないこと。
------	--

【必要設備】

一般居室、介護居室、*一時介護室、介護職員室、看護職員室、医務室又は健康管理室、食堂、厨房、機能訓練室、生きがい・娯楽施設、特別浴室(男女)、一般浴室(男女)、身体障害者用トイレ、汚物処理室、談話室又は応接室、宿直室、職員更衣室、職員用トイレ、調理員用トイレ、事務室、倉庫

下線の設備は相互に兼用・併用も可、*は不要な場合は設置しなくてよいもの)

【構造設備の主なもの】

事項	基準
全体構造	耐火建築物
居室面積	一般居室：個室で1人当たり21.6㎡以上（トイレ、洗面所、収納スペースを除いた面積は14.85㎡以上）。夫婦用の場合は31.9㎡以上 介護居室：個室で1人当たり13㎡以上
廊下幅	片廊下：1.8m，中廊下：2.7m
食堂及び機能訓練室	食堂と機能訓練室の合計面積：一人当たり3㎡程度
エレベーター	2階建て以上の場合，ストレッチャーを収容できる十分な広さを有するものを1基以上
その他	館内放送設備，ナースコール(介護居室，身体障害者用トイレ)

【配置する職員】

職	人員
施設長	1人（高齢者の介護について知識・経験を有する者）
生活相談員	1人以上（高齢者の介護について知識・経験を有する者）
計画作成担当者	特定施設入所者生活介護事業所の指定を受ける場合に必要（1人以上） 介護支援専門員の資格必要。
事務職員	必要数
介護職員	必要数（看護職員と併せて，要介護者3人に対して1人以上）
看護職員	必要数（入居者30人までは1人以上。入居者50人増すごとに1人追加）
機能訓練指導員	理学療法士，作業療法士，看護師など1人以上。看護職員が兼務可能
栄養士	必要数
調理員	必要数
その他	宿直者のほかに，夜勤者2人以上（入居者70人未満の場合） （入居者70人以上の場合は，入居者20人ごとに1人追加）

【手続】

順	当事者	事項
事前相談	設置者 県	県への事前相談（立地場所，設置趣旨，施設概要等）
	設置者 市町村	市町村への事前相談
市場調査等	設置者	立地地域を中心としたアンケート調査等により定員相当の入居見込者の存在を明かにする。
事前申出書	設置者 県	県へ事前申出書を提出
	県 市町村	県から市町村への意見照会
	市町村 県	市町村から県へ意見書を提出
	県 設置者	県から設置者へ事前協議を開始する旨の通知
事前協議書	設置者 県	設置者から県へ事前協議書を提出
	県 設置者	県から設置者へ事前協議済書を交付
有老協との相談	設置者 有老協	全国有料老人ホーム協会への設置相談
建築確認等	設置者	設置者が開発許可，建築許可，建築確認の手続を実施
設置届	設置者 県	設置者が県へ有料老人ホーム設置届を提出
	県 設置者	県から設置者へ有料老人ホーム設置届受理書を交付
	県 市町村	県から市町村へ有料老人ホーム設置届受理を通知
入居者募集	設置者	設置者が入居者募集を実施
	設置者 県	設置者が県へ入居予定者数を報告
施工	設置者 県	設置者が県へ着工届を提出
	設置者	施工
特定施設指定 (指定を希望する場合)	設置者 県	県へ特定施設入所者生活介護事業所の指定を申請
	設置者	竣工
	県	検査，確認
	県 設置者	県から特定施設入所者生活介護事業所の指定
事業開始	設置者 県	設置者から県へ有料老人ホーム事業開始届を提出
	県 関係機関	県から市町村，厚生労働省等へ事業開始を通知
有老協への加入 手続き	設置者 有老協	全国有料老人ホーム協会加入手続き（準会員，正会員） 入居者基金へ加入

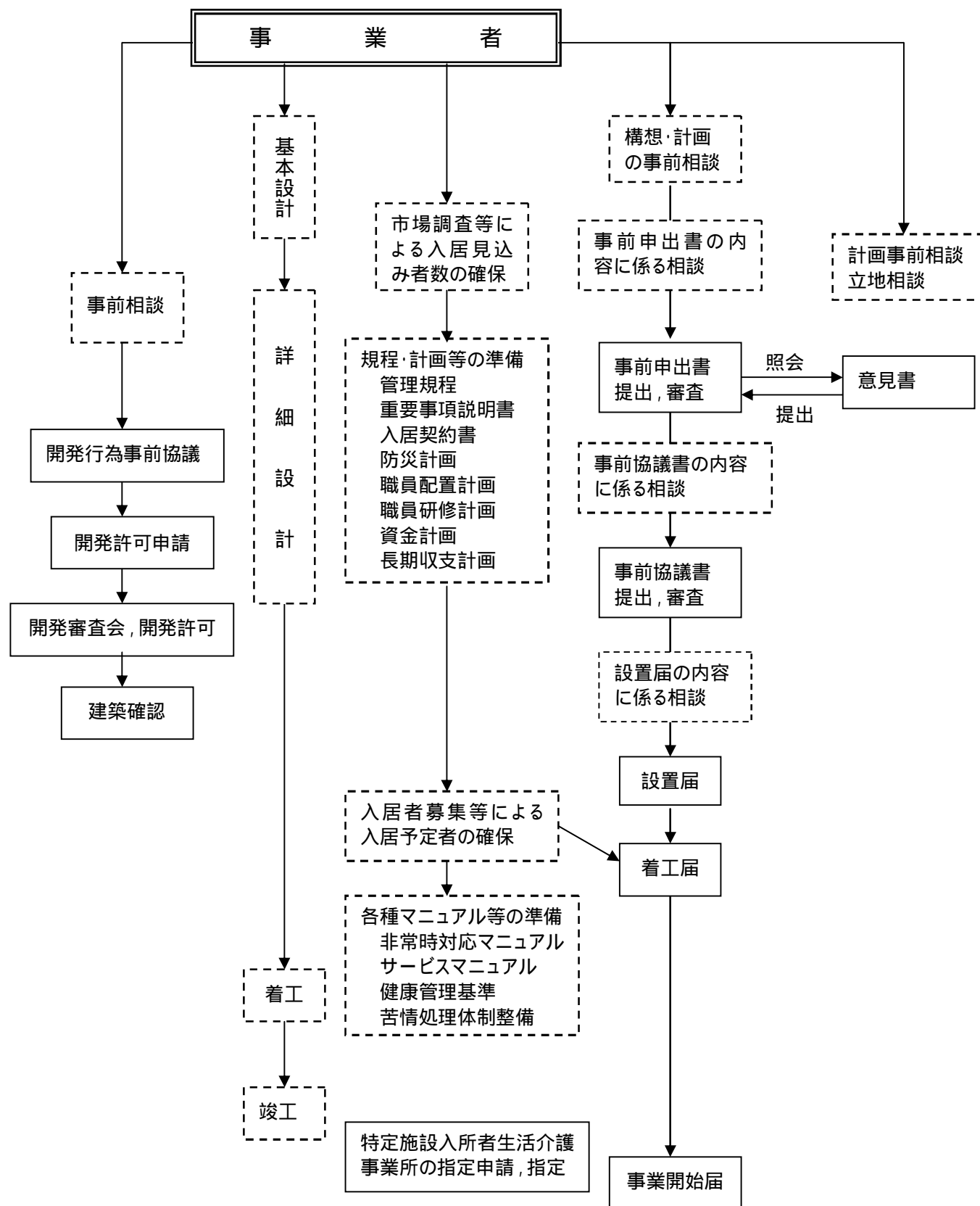
有料老人ホームの設置に関する手続

は行政手続
 は実務上必要な作業

< 開発許可・建築指導部門 >

< 県長寿福祉課 >

< 市町村 >



市街化調整区域内への有料老人ホームの設置に関する手続

< 公的金融機関 >

< 開発許可・建築指導部門 >

< 県長寿福祉課 >

< 市町村 >

